

一般社団法人 日本集団精神療法学会入会規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本集団精神療法学会（以下、本会という）定款第3章の規定に基づき、本会への入会及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種類)

第2条 本会の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 名誉会員

第3条 正会員とは本会の目的に賛同し、集団精神療法及び各種集団を用いた治療的・教育的方法に携わる者もしくは関連する分野の研究者で、理事会の承認を得た個人をいう。

第4条 賛助会員とは本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または団体に理事会の承認を得た者をいう。

(入会手続き)

第5条 本会に入会しようとする者は、定款第10条の規定により本会会員2名の推薦を受けて、入会申込書に必要事項を記載押印し、学会事務局に郵送しなければならない。

- 2 前項に定める入会申請にあたって必要な推薦者は、事務局から紹介を受けることができる。

第6条 理事会は、定款第10条、第34条により本会に入会しようとする者からの入会申込書の提出を受けて、入会の可否について審議をする。

第7条 理事会において入会が認められた者について、事務局は会員登録に必要な通知および会費の振込用紙を郵送する。

(会員登録)

第8条 会員登録は、入会申込者からの会費入金をもって完了とする。

(改廃)

第9条 本規則の改廃は、理事会の決議を持って行う。

附則

本規則は、西暦2017年9月3日から施行する。